

対象となる事業者（次のいずれにも該当する方に一律 6 万円）

1. **大阪府営業時間短縮協力金（1 日 6 万円）の対象でない。**

※ 同協力金の対象の方は、そちらへご申請ください（申請期限 3 月 22 日まで）。

2. 下の①～⑤の**いずれか**に該当する。

① 2020 年 5 月～7 月の茨木市事業者応援給付金を受けた

② 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）を受けた

③ 新型コロナウイルス感染症関連融資（P 3.Q 4 参照）を受けている

上の①～③に該当しない場合は…

④ 2020 年 12 月から 2021 年 2 月のいずれかの月の売上が、前年同月に比べて減少している

⑤ 2020 年 1 月 1 日以降に創業・事業拡大した方で、2021 年 1 月または 2 月のいずれかの月の売
上が、2020 年中の任意の月と比べて減少している

※ ④・⑤は、中小企業等（P3.Q5 参照）で、営利目的および専業で行っている場合（P4.Q6 参照）
（個人は、確定申告で事業収入または P4.Q8 の不動産収入を計上している）に限ります

併用は
できません！

3. 2020 年 12 月 31 日以前に開業し、茨木市内に事業所を有している。

4. 申請時点で市内に営業の実態があり、今後も市内で事業を継続する意思がある。

5. 営業に必要な許認可を有している。

6. 感染拡大予防のため、国・府の要請および業種別ガイドラインを遵守している。

7. 市税を滞納していない、または、滞納解消に取り組んでいると認められる。

8. 暴力団員、暴力団密接関係者でない。

申請の方法

《注意》 申請は 1 事業者につき 1 回です。

上の枠内の ①～③の方	2 月下旬～申請案内を送付します。同封の返信用封筒でご郵送ください。 ※②のうち、本社や主たる事業所が市外の方は、案内を送付できません。 お手数ですが、コールセンターへご連絡ください。 ※③のうち、2021 年 2 月 12 日までに市の利子補給制度の事前登録をされて いない方は、案内を郵送できません。 お手数ですが、下の【④～⑤の方】と同じ方法でご申請ください。
上の枠内の ④～⑤の方	下の A～C いずれかの方法でご申請ください。 A P.4 下部事務局へ郵送（レターパックなど配達状況を確認できる方法推奨） B 市ホームページから電子申請 C 商工労政課窓口へ直接提出 ★ 感染症拡大防止のため、可能な限り 電子申請・郵送にご協力ください

電子申請・書類のダウ
ンロードはこちらから

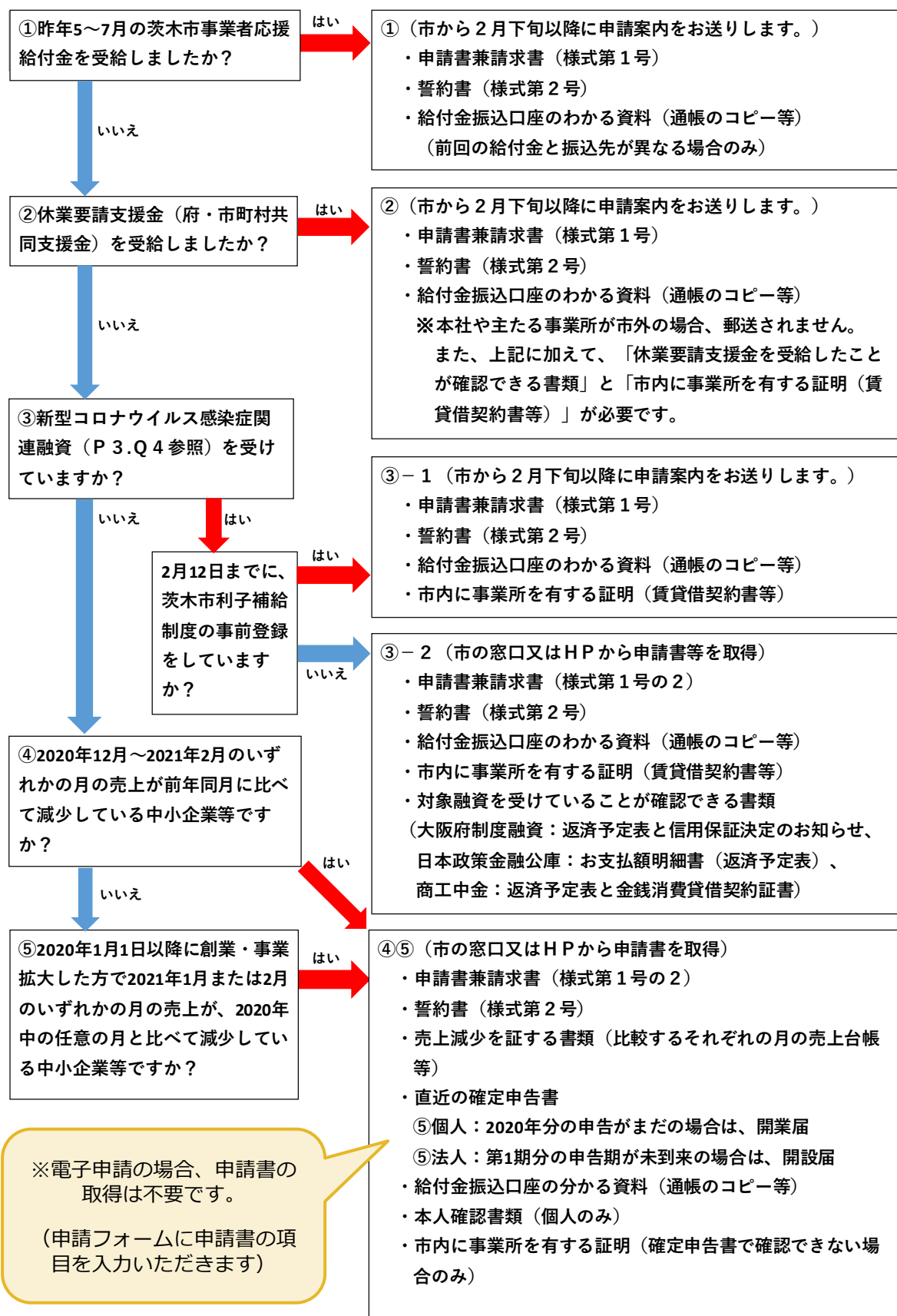


【申請期限】2021 年 3 月 30 日（火）まで ※郵送の場合必着

△ 令和 2 年度予算事業のため、期限以降に到着したもの・不備等が解消されないものは、一切交付できません。

【必要書類フローチャート】

※ P 1 の「対象となる事業者」に該当する方が、必要書類を確認するものです。



よくある質問と回答

Q1. 事業主の住所や本社が市外の場合も申請できますか？

A. 茨木市内に営業実態のある事業所（※）があれば、住所や納税地が市外でも申請できます。逆に、住所や納税地が市内でも、事業所が市外にある場合は対象外となります。

※ 継続的に事業を行うための人的・物的設備を備え、自身が所有、賃借するもの（自宅兼事業所も可）。

Q2. 事業を複数営んでいる場合、それぞれの事業について申請できますか？

A. 申請は、1 事業者につき 1 回です。

- ◆ 個人事業主として複数の事業や店舗を営んでいる場合 → 申請は 1 回のみ
- ◆ 複数の法人を経営している場合 → それぞれの法人で申請可能
- ◆ 個人事業主をしながら法人を営んでいる場合 → 個人・法人それぞれで申請可能

Q3. 振込までどのくらいかかりますか？また、結果はどのようにわかりますか？

A. 提出後、不備がなければおおむね 1 か月で振込まれます。決定通知は送付しません。振込をもってご確認ください。※ 不交付の場合は、理由を添えて通知します。

< Q4 : P1 の 2. ③ 該当の方向け >

Q4. 新型コロナウイルス関連融資とは、どのような融資が該当しますか？

- A. ◆ 大阪府制度融資 ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）
◆ 日本政策金融公庫の以下の融資制度
・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・ 新型コロナウイルス対策マル経融資
・ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・ 新型コロナウイルス対策衛経
◆ 商工組合中央金庫 ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付

< Q5 ~ Q8 : P1 の 2. ④ ⑤ 該当の方向け >

Q5. 「中小企業者等」の定義（規模）は？

A. この給付金では、下の表に当てはまる規模の法人（営利）・個人事業主を指します。

法人の例：株式会社、合同会社、農事組合法人など（主たる事業が非営利の団体は対象外）

業種	中小企業者（下のいずれかを満たす）	
	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

※ 資本金がない法人（医療法人など）は、従業員数により判断します。

Q6. 「専業」とは、どのような状態を言いますか？

A. 副業ではなく、本人の計画と責任で事業を営むことを言います。事業の他に正規に雇用されている（パート等除く）場合や、雇用に近い形態の場合（固定給が保証される等）は対象外です。

Q7. 確定申告書はどのページのコピーが必要ですか？

A. 法人と個人で申告の種類で異なります。下の書類のコピーをご提出ください。電子申告の場合は、受付済みであると分かる書類（メール詳細など）も添付してください。

法人	法人税	「確定申告書別表1」「法人事業概況説明書（2面）」のコピー
個人事業主（青色申告）	所得税	「確定申告書第1表」「所得税青色申告決算書（2面）」のコピー
個人事業主（白色申告）		「確定申告書第1表」のコピー

Q8. 不動産収入がある場合は、どの規模から「事業者」と認められますか？

A. 土地・建物を貸している場合、大阪府の個人事業税の課税対象となる規模（下表）以上の不動産貸付業を営む方を、給付金の対象となる「事業者」と判断します。なお、駐車場を貸している場合は、駐車台数5台を1室と換算し、同基準により判断します。

貸付けの態様			基 準
建物	住宅	①一戸建住宅以外（アパート、貸間など）	1 0 室
		②一戸建住宅	1 0 棟
	住宅以外	③独立家屋以外（貸店舗など）	1 0 室
		④独立家屋（倉庫など）	5 棟
土地	⑤住宅用		貸付契約件数が 1 0 件または貸付面積が2000平方メートル
	⑥住宅用以外		貸付契約件数が 1 0 件
①～⑥を併せて貸し付けている			室数、棟数または土地の貸付契約件数の合計数が 1 0 件
建物の貸付総面積が600平方メートル以上で、建物の賃貸料収入金額が年1000万円以上			

（大阪府ホームページ）<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/kojinnintei.html>

不正受給防止に向けて

提出いただいた申請書類は、市で厳正に審査・調査を行います。

書類（申請書兼請求書、誓約書、他の添付書類）に虚偽が認められた場合、

- ◆ 給付金の交付後であっても、返還を求めます（加算金・延滞金あり）。
- ◆ 悪質な場合は、事業所名の公表や刑事告発を行うことがあります。

△大阪府営業時間短縮協力金（1日6万円）との重複受給はできません。審査終了後に両制度受給者の照合を行います

問い合わせ（書類郵送先）

茨木市 事業者応援給付金事務局

【送付先】〒550-8691 日本郵便株式会社 大阪西郵便局 私書箱181号TR
茨木市事業者応援給付金事務局

【コールセンター】0570-028-725（平日 午前10時～午後6時）